

# 知っトク @

～ 名護中学校事務だより ～

令和4年6月発行 事務 與那嶺 友美

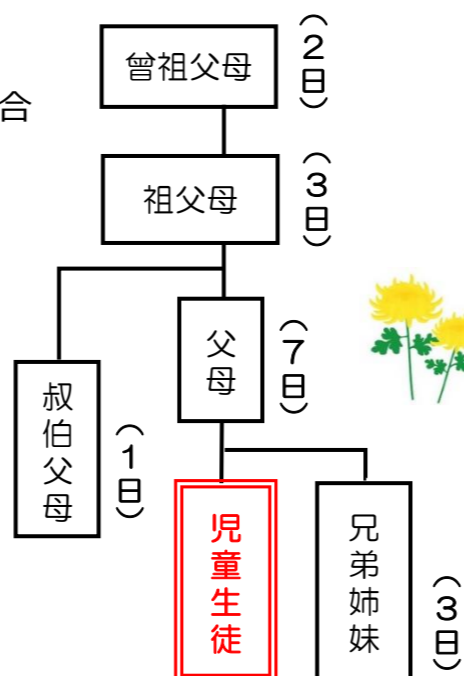
名護中学校に赴任してからあっと間に2ヵ月が過ぎました。久しぶりの中学校勤務ということもあり、毎日が驚きの連続でしたが、子供たちに元気をもらって頑張っています。

今回の事務だよりは、学校における出席・欠席の取扱いについてです。学校をお休みしても欠席扱いとならない場合があります。どのような場合があるのか下記にてご確認ください。該当する場合は学校へお申し出ください。

## 【忌引き】

親族の死亡による葬儀等のため出席できない場合

- 父母 : 7日
- 兄弟姉妹 : 3日
- 叔伯父母 : 1日
- 祖父母 : 3日
- 曾祖父母 : 2日



- ※ 父母には養父母も含む
- ※ 遠隔地に赴く必要がある場合は往復の日数を加算することができる

## 【父母の祭り】

通常社会の習慣となっている祭りをおこなう場合 : 1日



## 【進学または就職等の受験】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください

## 【風水・火災・その他災害による事故】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください



## 【その他学校長が必要と認める場合】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください

## 【感染症にかかっている場合】 (下記は一例です)

- ・ インフルエンザ : 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで



- ・ 百日咳 : 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗生物質による治療が完了するまで
- ・ 麻しん : 解熱後3日を経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) : 耳下線、顎下線、舌下線の腫脹が見られた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- ・ 風しん : 発疹が消失するまで
- ・ 水痘 : すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで
- ・ 咽頭結膜熱 : 症状が消えた後2日を経過するまで

## 【感染症にかかっている疑いがあり学校医等が認めた場合】

- ※ 校長による出席停止の措置

## ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する出欠の取扱いについて ◎

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱や咳、鼻水等の風邪症状がある場合は、学校をお休みしても欠席扱いとはなりません。また、家族に風邪症状がある場合も同様です。お電話等でお休みの連絡をおこなう際は、理由やどのような症状があるのかお知らせください。



### 【お問い合わせ先】

名護中学校 事務室 (與那嶺) 電話 : 52-2641

次回発行予定 (7月) 県外派遣費について